

コロナ禍で孤立する  
DV被害者DV被害者と  
子どもが抱える困難に  
思いを寄せて支援を急ごう

甲南女子大学  
看護リハビリテーション学部 看護学科  
友田 尋子 教授

DVと価値観相違の争いは、  
同一問題であろうか

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴い、長引く外出自粛、変容する働き方、仕事の休業や失業等で、生活の困難により不安、憤りやストレスが人々の暮らしを脅かし始めています。

その中で、コロナ離婚、コロナDVといった造語があります。ステイホームにより家族の接点が増え、それぞれの価値観の相違に遭遇し葛藤や対立が起こり、解決や修復の脆弱性が浮き彫りとなり、家庭が危機的様相だというのです。家族とつながり、愛し、ケアする力を身につけた家族は、葛藤や対立に対して自分を開きながらなお自分らしさを失わずに関係の中にいることのできる自立した自己を持つ、つまり関係に流れらず同時に相手をのむこともなく自分自身であり続けることのできる力と、それぞれの人生はそのひとのものであることを認めリスクペクタすることのできる力を備えています。

しかし困難な出来事に遭遇することもしばしば、コロナ渦中も困難な出来事といえます。情緒的に自立した家族は、けんかで「離婚したい…」と思いつが過つても解決する力を持ち合わせています。DVとコロナDVは似て非なるもの、暴力や人格を否定され尊厳を踏みにじられていることがDVや児童虐待です。

DV渦中で人権を奪われ、死ぬかもしれない恐怖の中で助けを求められず暮らしている人々に寄り添うために、被害者ファーストの緊急支援を考えることが急務です。

DVによる被害も、  
パンデミックへの危機で  
あることを自覚しよう

DVは女性への人権侵害であり男女共同参画を遮る行為であると周知された問題です。DVはやったりやられたりするけんかと違って、やる側とやられる側が固定した関係になり、被害者の尊厳が身体的・精神的に侵される人権侵害です。

DV環境下にいる子どもは、その暮らしのものが子どもへの心理的虐待です。予防対策として養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業が全国で実施されていましたが、感染予防のために面談ができず支援につながりにくいようです。

DV通報件数が、フランスで30%増、シンガポールで33%増、米国、カナダ、ドイツ、スペイン、英国でも同様に増加傾向にあるようです。暴力対応にあたる医療・保健関係者の多くが感染症対応に忙殺されて人手不足となり、暴力被害者への対応が困難となっています。

国連組織「UN ウィメン」のムランボ＝ヌクカ事務局長は暴力的なパートナーといいる女性は孤立を深め、密室での暴力は最悪の事態であり、新型コロナウイルスの陰に隠れたDVのパンデミック(世界的流行)が起きていると警鐘を鳴らしています。尊厳が侵されやすい文化にある家庭は、外出自粛、在宅勤務、休業や失業などによるストレスの矛先を女性や子どもに向け、これまで以上に激しさを増しているというのです。

ジェンダーバイアスのある加害者の多くは、ステイホームになっても家事や子育てなど一切しないにもかかわらず口を出し、子どもの泣き声や家族の行動に苛立ち、抑えることもせず暴言・暴力をふるい、お前たちのせいだと責任転嫁するのです。殴るなどの身体的暴力、意志に反して無理やりセックスを強要するなどの性的暴力、経済的決定権を奪い最低限の生活費で暮らすことを強制するなどの経済的暴力、行動を監視するなどの社会的暴力、事あるごとに罵つしたり脅したりする精神的暴力、生活に必要なものを渡さないなどネグレクト等の暴力が、密室の中で起こっています。

被害者は自分が無能だから怒らせていると加害者から信じ込まれ、加害者に生活全般を乞い屈従しそれをつけ狙われていくがゆえに、被害と気づくこともできず支配され、生きる力を奪われています。

## これってDVかも？

DV被害者と子どもが抱える  
困難に思いを寄せた  
支援にむけて

支援することの難しさはこのような被害ゆえに本人が語ることも支援を求めることができない状況の困難です。支援者たちがあきらめることなく、これまでのかかわりを途絶えることなく続けていくことができるような対策が急務なのです。

相談施設の閉鎖、支援者の外出自粛により相談窓口の縮小、支配下に置かれた被害者が新たな情報を得ることができないでいます。国は社会的に弱い立場にある人々を守ることが政府の務め、特に家庭内の児童虐待、DVの防止に向け取り組みを強化しました。

日本小児科学会等は「お子様と暮らしている皆様へ」、「こどものみなさんへ」といった冊子を作成し、暴力へ発展しないための活動を始めました。内閣府と厚生労働省は、地方公共団体に対してDVの相談対応から保護に至るまでの

支援の継続的かつ敏速な対応を依頼、全国共通の相談ナビダイヤル(0570-0-55210)を設け、緊急の場合は110番通報、警察の対応も強化するとしました。メールやチャットでも相談することができるよう「DV相談+(プラス)」を開設しました。

全国人民に一律10万円の現金を配る「特別定額給付金」が被害者や子どもに確実な給付対応策として、世帯主が別居する被害家族の分も受け取った場合、これと別にDV被害による避難を示す書類を国や自治体、民間の支援団体が発行すれば10万円を支給するとしました。さらには、同居する被害者と子どもたちの支給金が確実に当事者に給付される策も必要です。一律の支援枠組みを緊急時の対応として構築することは重要ですが、これまでのような丁寧さを維持できる個別対応の具体策も早急に打ち出してほしいと願います。

被害者たちに今どのような困難があるのか感度を高め、兆候を早期につか

む仕組みが失われ始めているからこそ、今後の景気後退が貧困家庭を直撃し、女性や子どもの命が失われる可能性も視野に入れたDV、児童虐待に対するパンデミックの影響を和らげる支援を至急に考えていくことが重要です。

## 参考資料

お子様と暮らしている皆様へ[PDF]  
新しい生活様式が始まるなか、親子間のストレスを感じている方も少なくありません。家族が少しでも安定した気持ちでいられるように、心がけることがまとめられています。日々の暮らしのなかで試してみてください。



甲南女子大学  
友田 尋子 教授

立命館大学大学院社会学研究科博士前期課程修了、東京大学大学院医学系研究科医学部家族看護学教室博士後期課程退学、社会学修士。大阪市立小児保健センターで看護師として勤務、その後大阪市立大学医学部看護学科教授を経て現職。

お気軽に  
ご相談ください

大阪市配偶者暴力  
相談支援センター

TEL. 06-4305-0100

月～金曜日 9時30分～17時  
(土・日・祝・年末年始は休み)  
←メールによるDV相談はコチラ



大阪府女性相談センター  
(大阪府配偶者暴力相談支援センター)

TEL. 06-6949-6022

9時～20時(祝日・年末年始は休み)  
TEL. 06-6946-7890  
24時間 365日対応

DV相談+(プラス)  
(内閣府)

TEL. 0120-279-889

24時間受付

メールやチャットでも  
ご相談いただけます

